

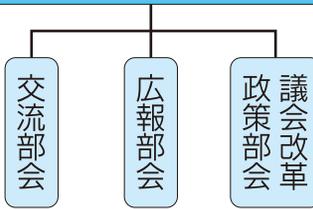


より開かれた議会を目指して

塩尻市議会では、平成23年に塩尻市議会基本条例を制定しました。この条例は、議会に関する基本的な事項を定め、市民福祉の向上、市政発展に寄与することを目的としています。この条例を推進する組織として、議会基本条例推進委員会が組織されています。同委員会では、専門的な事項を検討するため、議会改革政策部会、交流部会、広報部会の3部会を設置し、活動しています。

平成31年3月18日の議会基本条例推進委員会・部会長合同会議で平成30年度の活動報告を行いました。

議会基本条例推進委員会



議会改革政策部会

部会長：西條富雄、副部会長：村田茂之、部員：中村努、永井泰仁、古畑秀夫、金子勝寿

議会の監視機能を強化

市が出資している団体等の経営状況について、議会の監視機能を強化するため、毎年、議会への説明を求めるルール作りをしました。

平成30年度は、12月18日に議員全員協議会を開催し、経営状況の説明を受けました。

【説明を求めた団体】

- ・塩尻市土地開発公社
- ・塩尻市文化振興事業団
- ・塩尻市振興公社
- ・塩尻市農業公社
- ・塩尻市森林公社



宗賀地区にある森林公社事務所

その他に次の項目について、検討しました。

①本会議場での一般質問の形態

全国の議会では、一問一答方式や一括質問方式など様々な方法があるが、検討の結果、現状維持とした。

(現状)

1回目の質問は一括質問
一括答弁、2回目からは一問一答。

②ICTの活用

本会議でのタブレット端末の使用について、他市議会へ視察し検討した結果、議場のWiFi環境の整備等の課題があり、平成30年度の導入は見合わせることにした。

③予算委員会・決算委員会の設置

視察を重ね、設置の可否、委員構成など、継続して検討していくこととした。